

平成19年度 第4回規制改革会議 議事録

1. 日時:平成19年4月20日(金)10:00~11:17

2. 場所:永田町合同庁舎1階第1共用会議室

3. 出席者

(委員)草刈隆郎議長、八田達夫議長代理、有富慶二、安念潤司、小田原榮、川上康男、木場弘子、白石真澄、中条潮、福井秀夫、松井道夫、米田雅子 各委員

(政府)渡辺大臣

(事務局)河内閣審議官、田中規制改革推進室長、井上参事官、黒岩参事官、岩佐企画官、岩村企画官、初谷企画官、萬谷企画官

4. 議事次第

重点検討課題への取組方針等について

5. 議事録

草刈議長 定刻でございますので、第4回「規制改革会議」を開催いたします。

本日の会議には、大変御多忙の中を渡辺大臣に御出席いただいております。それから、12名の委員の御出席で、翁委員、本田委員、松本委員が御欠席でございます。

早速でございますけれども、開会に当たりまして、渡辺大臣から一言ごあいさつをいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

渡辺大臣 おはようございます。規制改革会議の皆様には、大変活発な議論を展開していただいております。私としても大変心強い話でございます。

私の方は、御案内のように公務員制度改革で忙殺されておまして、この国のエンジンの部分が相当古めかしいエンジンになってしまったのではないかという気がいたしました。車のボディのモデルチェンジはやってきているんですけども、肝心のエンジンが昔のままですとスピードも出ませんので、どうしても日本が取り残されてしまう。この世界経済が一体化した時代に、どうも時代遅れになってしまっている分野がたくさんあるんだろうと思っております。

規制改革も、そういう意味では、まさに時代遅れになった分野をどんどん表に出して変えていくという作業にほかならないわけでございますので、皆様の活発な御議論を心から御期待申し上げる次第でございます。どうぞよろしく願いいたします。

草刈議長 大臣ありがとうございました。

(報道関係者退室)

草刈議長 それでは、本日の議題に入ります。

前回の会議では、重点検討課題への取組方針ということで各ワーキンググループから状況報告をいただきました。委員の皆様には、今日まで更に議論を、あるいは審議を進めていただいていると思っておりますので、本日は、その後の進捗を踏まえた最新の検討状況について各ワーキンググループから御報告をいただきたいと思っております。

御報告の前に、答申までのスケジュールを一応確認をしておいて、頭に入れておいていただきたいと思いますので、事務局からよろしくをお願いします。

井上参事官 それでは、お手元の資料1「第1次答申に向けたスケジュールについて(案)」という資料をごらんいただければと思います。この紙は前回の会議におきましてもお配りしておりますけれども、変更点を申し上げますと、次回の会議は5月11日ということをごさいます、この際には最終的な答申の案文の姿、問題意識、具体的施策が具体的な文書の形で整理されたものを御審議いただくという、いよいよ大詰めの時期に入っております。

なお、特に、この5月11日までの間、かなり時間があるように見えますけれども、ゴールデンウィークを挟みますので、実質的なワーキングデーは今日の会議以降8日くらいしかないということをごさいますので、一層、各省との意見交換等、加速方をお願いできればと思います。

簡単ではございますが、以上でございます。

草刈議長 今、お話のありましたように、5月11日の次回会議では、第1次答申の素案を審議するというにしたいと思っております。それで、5月下旬ごろの次々回の会議、これは状況を見て決めようと思っておりますが、委員の皆様には、機を逸することなく各省との合意形成がなされるように、しっかりとした工程管理をお願いします。

今、お話にありましたけれども、5月11日といっても、連休を考えるとたった2週間でございます。それから、各省折衝も、序盤戦、中盤戦はともかくとして、これ以降、かなり、言わばまなじりを決めてやっていく時期に入ってきたのではないかと思います。したがって、公開ヒアリング、公開討論等も遠慮なくどんどんやっていただきたいと思っております。

それでは、各ワーキンググループのリーダーの方から、それぞれ5分程度で、最新の検討状況について御報告をいただきたいと思っております。すべての報告が終わった後、まとめて意見交換を行いますので、まず最初に御報告の方をお願いします。

まず「官業改革」について安念委員からお願いします。

安念委員 「官業改革」につきましては、過去3年間の答申で得られた成果を検証するものが一つの柱で、もう一つは独法の改革がございます。

前者について申しますと、今までのところヒアリング等を行いまして、船員保険保養所、政府管掌健康保険保養所、それから、厚生年金基金の保養施設につきまして、民間開放、廃止等がどのようになっているのかという状況を伺っております。

船員保険保養所について申しますと、制度の大改革を間近に控えておりまして、保養所の整理の方がなかなか抜本的な検討に至らないという御指摘を所管官庁の方からいただきましたので、それはスピードアップしてやっていただくようにしております。いずれにいたしましても、経営状態のはなはだ芳しくないところは勿論廃止するなりなんなりしていただくこととなります。

厚生年金基金の施設であります「らんざん」というものは、大変厚労省さんが頑張られて、非常に高採算になっているとおっしゃるのでございますが、高採算になっているのなら、またこれも民営化してよろしいはずでございまして、要するに成績が悪くても民営化すべし、成績がよければよいで民営化すべしという方向でやっていきたいと考えております。

独法につきましては、なかなか難しい問題が山積しておりまして、現在、取り上げておりますのは、前回御報告いたしましたように、都市再生機構（UR）と、最近はなはだ話題でございますが、緑資源機構。それと、もう一つはJETROでございます。

都市再生機構につきましては、昨年末の答申で、やや定性的な表現ではありますが、かなり踏み込んだ内容が措置されておりますので、今回は、この前も御報告いたしましたように、子会社関連、それから、競争入札などの、やや周辺的な問題ではありますがけれども、よけいな仕事をつくらないという観点から検討を加えております。それが都市再生機構でございます。

ただし、5月答申以降は、本体でありますところの業務の縮小、資産圧縮という本丸にもっと食い込んでいくつもりでございます。

緑資源機構につきましては、かなり大きな事業をやっているのですが、どのような基準に基づいてやっているのか、どのような費用便益分析を行っているのかはなはだ不明でございますので、そうした基準づくりがきちりできるように求めていくと同時に、優先順位が低いものについてはやめていってもらおうという方向に持っていくのが当然であろうと考えております。

JETROにつきましては、去年度の段階で新たな5年間の中期目標計画ができておりますので、その大枠は、率直に言って、崩すのは大変難しゅうございます。ただし、それは今後5年のことでございますので、果たしてJETROの仕事が成熟した経済になった日本において今でも必要であるのかというのは大変疑問でございますので、引き続き検討を加えていきたいと存じます。

以上でございます。

草刈議長 ありがとうございます。

あと「横断的制度」も安念委員お願いします。

安念委員 「横断的制度」につきましては、これはこの前からでございますが、規制を内容とする法律の言わば一覧表をつくっていただくというのと、それから、通知・通達のたぐいで拘束力を持っているものと持っていないものとに分けて、これも一覧表をつくっていただくという作業を各省庁にお願いしておりまして、やや暫定的なものでございますが、3月31日現在のとりまとめが既に公表されております。これは当会議のホームページから各省のホームページにリンクを張るという形で公表されておりますので、是非、皆様にもごらんおきをいただきたいと存じます。

今後の作業はどうなるかと申しますと、要するに法律に定期的の見直しが規定されているものがございまして、その見直しについて適切な見直しを行ってくれというふうに注文をつけることと、通知・通達については非常に数が膨大でございますので、今後、五月雨式に整理・分類がなされると思いますが、それについても見直しを進めていただくというか、こちらの方からいろいろ注文をつけるということになるかと思います。

とりわけ、拘束力のあるものとなしものとの分類をきちとすることによって、単なる役所の希望表明でしかない通知・通達というものはこういうものであるということをはっきりさせることによって、国民の利便を高めるという方向に持っていきたいと存じます。

あとは、ノーアクションレターと規制影響分析（RIA）でございます。

ノーアクションレターにつきましては、カバレッジの範囲が非常に狭いということが問題になっ

ておりました。R I Aにつきましては、今まで試行をやっているんですが、定量的な分析がなされているものがほとんどございませんので、いずれも直接の相手は総務省ということになるんですが、ノーアクションレターについてはカバレッジを広げていただくこと、R I Aについては定量的な分析をしていただくということで、強く求めるつもりでございます。

それから、民法等の基本法につきましては、なかなかビジネスとの関係が深いものでございますが、ともすれば一部学者の見解が取り入れられることもあるやに聞いておりますので、透明性の高い審議をしていただくようお願いするということにしたいと思っております。

以上でございます。

草刈議長 ありがとうございます。

それでは、続いて「イノベーション・生産性向上」、福井委員からお願いします。

福井委員 まず「1. 教育・研究」です。

これは大きく2つありまして、小・中・高校の部分では、児童生徒数に応じた予算配分方式ということで、いわゆる教育パウチャーについて、教育再生会議などでの審議もにらみながら、試行的導入についての検討をしているところです。

さらに、教育委員会のアンケート結果などによりますと、教育委員会などの現場での対応、特に法令の遵守等についてはなはだ芳しくない結果が出ております。これについても文科省において一定の対応を講じておりますが、引き続き、これをフォローしていきたいと思えます。

「高等教育・研究機能の質の向上」ですが、これも前会議のとき以来、取り組んでおり、特に高等教育機関、いわゆる大学における教育と研究の会計分離を徹底すべきではないかということの特を目玉としていきたいと考えています。

また、研究費につきましては、文部科学省の研究予算については、昨年度、相当、改善をお願いします、一定の成果を得たところですが、それ以外の関係官庁についても同様の公正で効率的な配分を目指していきたい。

加えて、教育機関の評価の手法等についても、その在り方も含めて抜本的な見直しが必要ではないかということです。

「2. IT、エネルギー、運輸」です。

「【ダッシュ7】航空分野における一層の競争政策の導入検討」。ここに幾つか例示がございしますが、空港の24時間化、アジアとのオープンで戦略的な航空ネットワーク、それから、空港運営の自由度の向上を民営化によって図る等々でございます。

エネルギー供給につきましては、電力に関するインバランス精算の見直し、会計分離の徹底等ということで、中条主査を中心にやっていただいております。

次は「3. 住宅・土地」です。

「都市機能の有効活用等に向けた制度整備」です。これは前会議以来の課題ですが、一般道路の上に建物を建てられるようにするという、建物の立体的利用の促進について制度的な隘路がまだ多くございます。これについての規制見直し。更に、老朽化したマンションの建替えが非常に進んでいない。これを緩和・促進するような法改正ができないかということについても検討中ござい

ます。

以上です。

草刈議長 ありがとうございました。

続いて「質の高い国民生活の実現」という点で、松井委員からお願いします。

松井委員 白石委員、最初の「保育、福祉、介護」の方をお願いします。

草刈議長 それでは、白石委員からどうぞ。

白石委員 「1. 保育、福祉、介護」について、簡単にお話しさせていただきたいと思います。

「ダッシュ7」では、育児休業と、育児期間中に短い時間働ける短時間勤務を取りやすいように制度を円滑化するという点を検討してまいっております。これまで先進的な取組みをしていらっしゃる民間企業や有識者の方にヒアリングをさせていただきまして、4月16日、先週に厚労省との1回目のヒアリングを実施いたしました。

有識者からは、現行の育児休業制度というものが必ずしも国民の人たちが利用しやすいものになっていないのではないかと、頑張っている企業に付与されている認定マークというもののハードルが低過ぎるのではないかと、いろいろすばらしい知見をいただきました。

その上でヒアリングをさせていただいたわけでございますけれども、今、育児休業というのは、保育所に入れない場合に1年6か月まで取れるようには設定されているわけですが、男性の育児休業というのは1週間であったり、1か月であったり、なかなかフルに取り切れません。それよりも、繁忙期などを回避して、妻が取って、夫が取って、妻が取ってというふうに分割取得をすると、より働きやすい制度になるのではないかと申し上げましたら、厚労省は、法律というものは最低限のルールを定めているので、やる気のある企業はどんどんやっていただいた方がいい。ただ、法律で分割取得を勧めるというようなことは書けないというような御回答でございました。引き続き、これについては、またヒアリングを重ねていきたいと思っております。

2つ目は、次世代育成支援法に基づく一般事業主行動計画の開示です。301人以上の企業は、うちはどういうことをやるということを都道府県の労働局に届けなくてはいけなくなっております。これをすべての人がわかりやすいように、どんなことをやっているかを開示すべきではないかと申し上げましたら、都道府県の労働局というのは専従職員が5～6人しかいなくて、いろんなことをやっていますので手いっぱい、そういうことは国としてできないということでございます。

それでは、どういうふうに届出をしてもらっているのかと伺いますと、ペーパーで出してもらって、各社各様の様式・書式で定性的な内容を書いているということでございますので、それであるのであればインターネットなどを利用して様式を統一して、企業が書き込むことによってすべての人に情報がわかり比較分析できるということにできないかと申し上げましたら、頑張っている企業にはどんどんやっていただいたらいいわけでございますが、統一的な基準ないし情報のインフラをつくることは考えていないということでございますので、そういうことをやる企業さんというのは一部の企業で、頑張っていない企業こそ問題なわけですから、それを白日の下にさらすためには、是非、様式を統一して、ネットを使った情報開示の制度をつくってほしいということをお願いして、1回目のヒアリングを終わりました。引き続き、検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

草刈議長 松井委員、お願いします。

松井委員 それでは「２．医療」について御報告します。

６項目挙げていますけれども、まず最初に「【ダッシュ７】レセプトのオンライン請求の確実な推進」ということですが、これについては厚労省の省令ベースで、平成 23 年度に完全オンライン化するというふうに決められていますので、これは後戻りしないでくれということで、23 年度以降はオンライン請求のレセプト以外は一切受け付けないということは既に厚労省に確認済みです。

「レセプト請求のオンライン化を促進する施策の検討」。これが問題でして、オンライン化の期限は決められていますけれども、３年も４年も先の話まで待ってられないということで、何とかこれを前倒しにできないかということで、その具体的実現するための施策を考えたいと思っています。そのためにはインセンティブを設けるとするのが有効なのではないかと考えました。

考えられるインセンティブとしては２通りありまして、１つは病院側に診療報酬を支払うサイクルの短縮です。これは非常に有効だと思います。現在請求から支払まで３か月かかっているものを何らかの形で短くする。これが病院側にとってインセンティブとなり、オンラインへの移行を促進するように仕向けられるのではないかと考えます。

もう一つは、金銭的なインセンティブを与えるということです。この金銭的なインセンティブは、当然のことながら、保険者負担で追加的なインセンティブを与えるということではなくて、オンライン化で審査・支払業務が合理化されることによって削減される分を原資にすべきです。これによってオンライン請求への移行を促進することができないかということで、今後、厚労省、支払基金、国保連の関係者と折衝したいと思っております。

次に「レセプトのオンライン請求に対応した審査・支払い業務の見直し」です。審査・支払業務については現在、支払基金で言うと年間 880 億円の予算を使って、職員、審査に携わるお医者さんを合わせて１万人という膨大な組織で、やっています。

国保連は、これよりも更に大きな組織・予算でやっているはずで、推定でいくと、年間、支払基金と国保連を合わせて大体 2,000 億円弱の予算で以って、この作業をやっているわけですが、当然、オンラインを促進すれば、この作業のそうとう部分が合理化されるわけですから、その合理化のスケジュールを明確にし、実施するよう、これから厚労省をはじめ、支払基金、国保連と折衝していきたいということでございます。

「保険者によるレセプトの直接審査」ですが、この直接審査については、実は前回の規制改革・民間開放推進会議の第２次答申で、これについて検討、結論という閣議決定がされています。この閣議決定で決められている期限は今年３月なので、これについて一体どうなっているのかということを含め、今後、厚労省などにヒアリングした上で、もし、ちゃんとした検討がされていなかった場合は、どうするんだということを詰めていきたいと思っております。

それから、は、オンラインを実施する際に電子点数表等々が整備されていないとオンラインの意味がないので、この辺についてこれから関係セクションと詰めをしていきたいということで

ございます。

以上です。

草刈議長 「生活・環境、流通」は事務局の方からお願いします。

松井委員 それでは、お願いします。

初谷企画官 それでは、事務局から御説明いたします。

「木質バイオマスの活用促進」でございますけれども、これにつきましては、前回、昨年12月に出されました答申で、製材所から出る木くずについて、これは自家利用、自分のところで焼却等で燃料として使うという場合は廃棄物扱いしないということにつきまして、平成19年度中措置をするという形で出されております。

これに対しまして、今年度措置をするということで通知を出すという予定ですが、一部の方が反対しているという状況がありまして、そのため、環境省が次のヒアリングのステップに進めないという形になっています。突破する作戦を練っております。

次回ヒアリングでは、前回答申から一歩進めて、中小の製材所が共同利用でボイラーの燃料として使うような場合についても認めるように適用範囲を広げていく。更には、製材所から出る木くずというのは95%近く再利用されているということですから、専ら再生利用のために使われているものであるという観点から、そもそも木くず自体を廃棄物の対象から外していいのではないかとといった形で議論を進めていきたいと考えております。

以上です。

草刈議長 ありがとうございます。

それでは、次は「国際・オープン経済」。有富委員からお願いできますでしょうか。

有富委員 最初に、港湾・物流面の制度改革からお話しします。その前に、先日のある講演でお聞きした話を紹介したいと思います。UPSジャパンの副社長とDHLジャパンの社長が日本への対内投資について講演され、その中で物流に関して話されておりました。

要は、日本の港湾、航空において、物流の通関、あるいは港湾の手続の問題が非常に複雑怪奇で、とにかく時間がかかって生産性が悪い。その結果、貨物が要所所で停滞し、サプライチェーンが円滑につながらず、外国のメーカーは日本に工場をつくりたいと思わなくなっている。その上、もしかすると日本のメーカーもシンガポールや釜山へ工場を移してしまう懸念さえあると、お2人は明快におっしゃっていました。この言葉に非常に危機感を抱きまして、これまでセキュリティーに著しく重点をおいてきた日本の航空、港湾の在り方に、スピード感と高生産性を導入していかないと、日本の経済が沈滞していってしまうと危惧した次第です。

では、この分野で現在取り扱っているテーマについてご報告します。3つありまして、1つ目は港湾の手続の問題です。これは問題があることは政府も認識していて、次世代シングル・ウインドウの開発計画を進め、申請手続きや書類のIT化をしようとしています。しかし、実は港湾の手続には、地方港湾ごとに書類の種類や申請方法に違いがあり、またIT化の進捗度合いも異なるなど、どうやら世界の主要港と比べてスピードが大きく違う状況になっている原因はここにありそうだということが見えてきましたので、これを具体的に追求していきます。

2つ目は、通関制度の問題です。通関の所要時間が、やはりシンガポールや韓国と比べると日本ははるかに長くて、なおかつ港湾関連の料金が高い。日本は通関制度も港湾の諸手続も両方に問題があるというので、通関制度も具体的に検討を進めていきます。例えば保税搬入原則、二段階申告という部分にくさびを入れながらやっていくということです。

それから、3つ目ですが、原産地証明というのがありまして、商工会議所が発給しているのですが、時間がかかって料金も高いという仕組みであり、これについても発給時間が短くなるような在り方を検討していきます。

この3つの点について、現在、問題の整理が終わったところでして、今後関係各所との折衝を進めていきたいと思えます。

港湾・物流面については、以上です。

続いて人の問題ですが、出入国管理制度については前回の会議での報告から変わっておりません。前身の規制改革・民間開放推進会議の第三次答申の課題を継続して検討しておりまして、要は措置の時期を確定することを中心に進めていっております。

以上が、「1．国際経済連携」の報告でございまして、次は「2．基準認証、法務、資格」について、中条先生、お願いします。

中条委員 先ほど大臣が、この国はエンジンが壊れているとおっしゃったんですけれども、私はハンドルも壊れているのではないかと思うんです。一方向にしか進まない。これをいかにして方向を変えさせるか。一所懸命、規制改革会議は方向指示器を出しているんですが、なかなか動かないんですけれども、この基準認証のところは、横並びで見えていきますと、割と資格者のいろいろなディシプリンの点については大分進んできているかなと思うんです。

ただ、資格要件等々について、まだ、例えば税理士のように卒業資格が課されている。ほかの資格については卒業資格はないのに、これだけにある。そういった問題があります。なるべく、普通の人々が誰でもチャレンジしていけるような制度に変えていくということが必要なわけで、そういった点について、今、これはかなり進んでいると思えますので、フォローアップ等の状況を踏まえつつ、引き続き検討をしていきたい。

それから、新司法試験制度ですけれども、これは前にも申し上げましたけれども、ロースクールという制度が一応導入されたわけですけれども、今度は、このロースクールの需給調整をやることによって、ロースクールに入る人の数を制限して弁護士数を制限しようという動きがありそうです。これは医者と同じことなんですけれども、そういうような動きも見えてきつつありますので、それに対してこちらも対応していかなければいけないと考えております。

以上です。

有富委員 「3．競争政策、金融」の問題については、私からご報告をします。

前身の規制改革・民間開放推進会議で答申した事項のうち、十数件について措置時期を明確化するなど、一層の推進を図っておりまして、既に関係各省と協議を重ね、一定の成果が上がりつつあります。

これが当面の問題ですが、一方で、年末に向けて、これまで民間から出された要望等を踏まえつ

つ、個別金融分野ごとに課題を整理して、ヒアリングを行いながら検討を深めていっております。以上です。

草刈議長 ありがとうございます。

次に「地域活性化」と「再チャレンジ」。これは、両方とも八田先生の方からお願いできますでしょうか。

八田議長代理 「1．農林水産業、地域産業振興」の方は私が申し上げて、「2．国と地方」の関係は川上さんをお願いします。

まず「1．農林水産業、地域産業振興」に関しては2つございます。最初の方は「【ダッシュ7】イノベーションの創造や新たなビジネスモデルの出現を促すための環境整備」ということなんですけど、この中でまた2つあります。

1つは、前から申し上げているように、低たんぱくのコメをつくったというようなときに、それを表示してはいかぬということが言われていて、消費者にそれを表示することができない。これは厚生労働省マターなんですけど、これまでそういう生産者の方のヒアリングをしましたので、今度はお役所の方との折衝を近々始める予定です。

もう一つは、それとは全く別で、農水省マターでして、新しい種を開発する。例えば、稲の茎が台風にも強く、収量が非常に多く、田植えをしなくても済む、だけれども、味はおいしいというような種をつくったときに、その種のブランド名を県ごとに承認してもらわなければならない。1つの米で承認してもらったら全国でそのブランド名を使えるというふうになっていない。

アメリカでは、米や大豆がどんどん新しく品種が改良されていくのに、日本はこの承認制度のために品種改良が止まっていて、40年も50年も前のコシヒカリが今でも使われている。野菜についてはいろんな改良が行われているんですけども、昔の価格統制の対象だった米と麦と大豆は、主として、官が品種改良することを前提とした制度になっています。民間が品種改良することは農業のイノベーションとして非常に重要なものだと思います。今まで農家の方の御意見をいろいろ伺ってきましたので、今度はお役所の御意見を伺います。

の方は、小規模事業者も酒造を可能にするための改革です。地方でもってお酒をつくらうと思うと、酒税法によって本数に制限があって、それ以下の本数で酒をつくることを基本的には禁じています。

財務省の方をお呼びしてお話を伺ったところ、小さい事業所はつぶれるかもしれない。そうすると税の取りっぱぐれがあるかもしれないから困ると言うんです。要するに、取りはぐれがありそうなところからは、初めから税は要らないと言っているわけです。財務省の説明は、理屈としては通らないと思います。

しかし、酒税法の中に、その数字が、今、書き込まれているんです。このために酒税法を改正する必要があります。長期的に必ずやらなければいけないと思うんですが、これは短期のダッシュでやれるかということについては、考える余地があります。例えば、田舎の町の農家がお酒をつくるというときに、他の事業者とグループ化することが容易に可能ならば、現行酒税法の中でも小規模生産が可能かもしれません。

最後の項目は、景色のいい山の中の道路の脇でコーヒーや簡単な食事を出したりすることをもっと容易にできるようにということです。食品衛生法と抵触するということなので、厚生労働省の方をお呼びしたら、結局、自治体の裁量でいろいろやってもらいたい。国として、これは絶対いけないなどということは言わないということでした。したがって、このことをどうやって自治体に周知徹底して実効的な規制を取り除いていくかということが課題であります。

それでは「２．国と地方」について川上さんからお願いします。

川上委員 それでは「２．国と地方」の方ですが、規制緩和の要望として８件ほど要望事項を上げまして、各省とのヒアリングをすべて行いました。そのうち１件は、多少、要望の方に無理があるかなということで、あと合計７件が、今、継続中という状況でございます。

「地方自治体ごとに異なる規制・手続き等の簡素化・統一化」。このについては事務局の方でやっていただいたもので、事務局の方で簡単に説明していただけますか。

岩村企画官 こちらにつきましては、飲食店の営業許可申請書。これが各自治体ごとに異なっているということで、これは平成１２年の地方分権一括法の前から、厚労省の方としては様式を統一するべく通知等を出しているんですけども、実態上、まだ地方ごとにばらばらだということございまして、これについては改めて通知を出す等の対応をしたいという回答をいただいております。

以上です。

川上委員 次に「工場立地の促進」ですが、農林水産省、経済産業省とのヒアリングを行っております。

農林水産省の方は、農地転用して工場用地をつくる場合の移転手続が非常に煩雑化、あるいは審査時間が長いということで、これを短縮ということについて検討してもらっている。

経産省の方とは、１点目は緑地面積の緩和、２点目は生産施設面積率の緩和、そして、飛び緑地を緑地に参入するという３点についてヒアリングを行いました。

緑地面積の緩和等については、市町村の方で決定できるようなところまで、今、法案の方が進んでいるという状況で、これはかなり進んでおります。

生産施設面積率の緩和ということも、これは撤廃もひっくるめての検討といったことがヒアリングのときに話が出ております。

それから、飛び緑地、いわゆる工場と離れたところの敷地面積で、公園等に使っているところの敷地を緑地面積に参入できないかということに関しても検討という状況です。

次に「地域振興に向けた取組の促進」。NPO法人等によるボランティア有償運送の促進は、現実問題として、このボランティア運送を実施しようとするれば、地方公共団体に運営協議会の設置が必要だ。その運営協議会の設置がなかなかできない、あるいは設置しても出席しない人がいたりして、なかなか運営ができないという状況の中で、現実的にボランティアの有償運送というものが進んでいない。こういうことを踏まえて国土交通省と意見交換を行い、そして、周知徹底していただくようなことを、今、お願いしているという状況でございます。

以上です。

草刈議長 それでは「再チャレンジ」の方を、八田委員お願いします。

八田議長代理 「再チャレンジ」については、まず公務員の試験の受験資格における年齢制限を問題にしています。以前も申し上げましたが、III種の受験資格が21歳未満で、それより年が行った人はIII種の公務員になれない。それから、II種が29歳未満ということになっているから、子育てが終わった奥さんが公務員になろうと思っても、それはできないというのが現状です。

近年正規職員と非正規職員間の待遇の格差が問題にされています。私が昔勤めていた国立大学でも、正規職員と非正規職員と一緒に働いて、同じような仕事をしていましたが、待遇は月とスッポンほど違っていました。

このような場合、非正規のパートで働いている人に、悔しかったら正規になればいいではないかということが言えるはずですが、現実にはそれができないのは、年齢制限という制度のためです。正規・非正規の問題の原因の大きな部分は、年齢制限です。これに風穴を開けるため、年齢制限を大幅に引き上げたいということがここでの要望です。

そのため、まず人事院をお呼びしたら、つまるところ、自分たちには余り当事者能力がない。これは政府の方の御要請によって判断するんだけど、今まで年齢制限を引き上げてくれという御要請がありませんでしたということでした。人事院は政府ではないというような感じのお話だったので、今度は総務省の方をお呼びしたら、いろいろ事情について御説明くださるんですが、なぜ、その要望がないかということについての的確な説明はありませんでした。結局は、これはどこも決めるところがなくて、内閣のトップから要請が来た場合に変更するという状況のようです。どうも、今のところは主務官庁というのは実効的にはなさそうな感じがする。

それで、今度、もう一度、人事院をお呼びして、そのところの確認をきちんと取りたい。その上で、大臣にお願いしたいと思っております。今、その前段階のところにございます。

「【ダッシュ7】資格者等の学歴要件等の見直し」については、例えば、例の美容師さんが高卒でなければいけないというんですが、今も、中卒でもある条件を満たせばいいという附則があるにはあるのです。ただし、その条件のハードルがかなり大きい。そのハードルを下げたいということを要請しています。

以上です。

草刈議長 ありがとうございます。御報告はこれで終わりでございますが、まとめて皆さんの意見交換ということにしたいと思しますので、どうぞ、どなたでも、何でも結構ですから御発言ください。

大臣、何かあれば御自由にどうぞ。

渡辺大臣 それでは、まず独法の廃止・縮小ですが、特に緑資源機構が、今、天下りとセットで問題になっておりますので、この辺りから戦略的に取り上げていただくと、私にとっても、これから公務員制度改革をやっていく上で大変心強いポイントになりますので、お願いをしたいと思います。

私の別の担当の方で公益法人改革もやっておるんです。公益認定等委員会というものを今月作りまして、国所管の大体6,000ぐらいの公益法人を一つひとつチェックいたします。そういうことが始まりますので、いわゆる非営利法人全体の改革を公務員制度、天下り規制とセットでやってい

くと非常に強力な体制ができると思いますので、その辺りは是非連携をしてやっていただきたいと思います。

それから、この前、私が若干提案めいたことを申し上げたのは、霞が関特区をつくれないうか。つまり設置法の壁があって、各省横断的にやっていかなければいけないものが、少子化対策とかを始めとして、いろいろ山のようにあるわけです。ですから、私のような領空侵犯大臣がいて、そういうことが随分行われるようになってきたんですけれども、やはり事務レベルを動かさないとうまくいかないという問題は山のようにあるんです。

ですから、ハンドルが壊れていると言われてしまいましたけれども、運転手がハンドルを握ってしっかりやっても、それがうまく伝わらないということになりますと、これまた車が走らなくなってしまうので、この辺りは、この規制改革会議なのか、行革本部なのか、わからないんですけれども、問題認識として、是非メンバーの皆様にも共有をしておいていただきたいと思うんです。

こちらの方は、私が役所の方の幹部会で再度提案をしておりますので、規制改革事務方は、行革本部の方でと言ったりしておりますして、いずれにしても、行政改革と規制改革というのはコインの裏と表みたいところがありますので、そういう切り口も念頭に置いていただければと思います。

ノーアクションレターなども、これは始まってはいますが、まだ使われ方が非常に少ないわけですから、是非、こういう制度をもっと使っていくべきだと思います。

教育分野は、草刈議長がかねてやってこられた分野なので、教育再生会議よりは少なくとも早かったのでありますけれども、再生会議ができましたので、こちらの方との連携も是非やっていただければと思います。

それから、今回の特区法の改正で、例の幼保問題、随分、国会で集中的に質問が出てきたのでありますけれども、私も改めてそういう議論を聞いていまして、どうもお子さんや保護者のためにやろうとしていることが、やはり省の壁と申しますか、そちらの方に引きずられてしまっているのではないかと。そういう思いを非常に強く持ちました。ですから、せっかく改革しようと思っても、その改革が逆に省の壁を厚くするような方向性だと何にもなりませんので、是非、壁を取り払うことを更に、この規制改革会議の方から発信をしていただければと思います。

レセプトも、随分大昔から議論している話で、やっとここここまでかという思いでございますけれども、非常にIT化が遅れている分野なんです。とにかく、この分野がIT化されれば、もっとコスト削減はやっていけるはずなのに、でも、ここまで来たかという思いもございます。

輸出入・通関は、私、自民党の国土交通部長というものをやっていたときに、例のFAL条約で条約に合わないものを出しなさいと言われて、たしか関係各省を集めて、日本はアメリカ並み、あるいはそれ以上に少なくして整理したはずなんです。そのときに、当時、大臣政務官会議か何かで、このIT関係も併せてきちんとやるように申し渡したはずなんですけれども、お話を聞きますと、まだ全然うまくいっていない。

有富委員 全然できていないようです。

渡辺大臣 そういうことですから、やはり、ちょっと目を離すとだめですね。不断のチェックが

必要だと思います。

それから、米の品種改良は官しかできない。これも確かに問題です。実は私も米づくりを自分でやっていますけれども、農業の世界は無限の可能性のある世界だと思います。無限の世界があるのに、それが埋もれてしまっているのは非常に残念だと思います。

地域活性化は、私、別の方の担当でやっておりますので、是非、そちらの方にも生かせる御提言をお願いしたいと思います。

公務員の方は、官民交流というものを中馬プラン以来、心がけてやっておりますが、今回の「ダッシュ7」では、官民交流という切り口ではなくて採用年齢の引上げということで、広い意味で民から官へということだと思います。

公務員の世界が、IT化などによって随分省力化は進んできているはずなんです。ですから、昔に比べれば、このIT革命のお陰でかなり合理化・効率化が図られているはずなのに、どうもうまくいっていないのはなぜかということ、先ほどの御指摘がありましたように、定員は総務省なんです。それから、俸給表は人事院で、年金は財務省、退職金は総務省というぐらい、ばらばらになっているんです。

今、基本権の議論をやっておりますけれども、基本権の方はGHQの時代に制限をされて、その代わりに人事院が面倒を見るという仕切りでやってきているんですが、責任の所在がはっきりしないのはやはりまずいのではないのかということ、私などは基本権を付与するという方向で議論してくださいと言っているわけなのでありますが、いずれにしても、公務員制度についてはパッケージでプログラム法を来年の通常国会で出すことになりました。官民交流、採用の在り方、定年延長、基本権、それから、人事院等々、そういった問題について、プログラム法ですから行革推進法みたいなものでありますけれども、この辺りは「骨太の方針」にもある程度上せますので、引き続き、こういった具体的な提言をお願いできればと思います。

以上でございます。

草刈議長 どうも、いろいろサジェスションをいただきましてありがとうございました。

今のお話の中で、いわゆる霞が関特区みたいなお話は、個々の例で言いますと、例えば白石委員が担当されている幼保一元化。これも2つの所管省庁にまたがります。それから、有富委員がお話しになった貿易の手続も、システム上統合されている部分はあるが、申請書式がばらばらで個々でつながらないという非常にばかげたことが起こっているので、それを何とかつなげて、今度は港湾は地方港湾との一元化だという話で、それを全部つなげないと話にならないということになりますので、その辺も含めて、我々の方は個々のところで攻めていくんですけれども、霞ヶ関特区のようなものがあればもっとやりやすくなることも事実ですから、我々の方もどういう形で御協力できるのか検討したいと思います。

皆さん、何かありましたらどうぞ。

松井委員 今の大臣のお話と絡むんですが、実は医療で、レセプトのオンライン化等々をやって、やっとこここまで来たということなんですけれども、この一番のポイントは、これによって、非常に原始的な手作業がオンライン化されて、物すごい合理化になるということです。具体的には、

年間、大体 2,000 億円ぐらい合理化されるわけです。ただ、IT化というのは、民間でも経験があるんですけども、上から言われたから仕方ないからやるかというようなスタンスだと、実は合理化に結びつかないんです。合理化させるためには競争させないとだめなんです。

霞が関特区の話と絡むんですけども、例えば、このレセプトの問題について言うと、支払基金という 1 万人ぐらいの基金があって、一方で国保連という、これは各都道府県ごとに同じような作業をやっている 47 支部があって、これが法律で、この健保はこちら側でやりなさい、国保はこちら側でやりなさい、それで医療機関の同意がなくては審査・支払の委託先を自由に選ぶことは認めない、ということで、実質的には競争などさせないような土壌があるわけです。

そうすると、これを放置しておけば、せっかくのIT化で物すごくコストが削減できて、それが国民の負担減につながるにもかかわらず、それが実現しない。こういうことになったら、何をやっているかわからないということになってしまう。やはり競争させる仕組みを整えないと、何の意味もないのではないかとということで、これからの作業は多分そういう点に焦点を絞ってやらなくてはいけないと思っています。

草刈議長 時間も結構押していますが、ほかによろしいですか。

それで、これに加えて、木場委員の方から広報の方針、それから、米田委員の方から規制改革要望のいわゆる「あじさい月間」についての御説明をしていただければと思いますので、まず木場委員からお願いします。

木場委員 ありがとうございます。手短かにいたします。資料 3 と、非公表資料 1 の新聞記事の 2 枚をお手元をお願いします。

今回のこの会議が、やはり広報活動に力を入れていこうということで、会議が何をしようとしているのかを国民に知ってもらう必要があり、その上で更に、できれば国民からの後押しを受けたいというところで、事務局がこのような見やすい表にしてくれました。

一番最初は「主張を分かりやすく発信する」ということで、大事なのは供給側の視点ではなく「生活者の視点」であるというところで、生活がどう変わるか、メリットがどうあるのか、あるいは実現したいライフスタイルはどのようなのかということを明確に示していこうと考えます。大事なのは、一番右にありますけれども、適切なタイミングで広報を心がけるということで、よく間が抜けた広報というのがあるんですが、これはずれてしまうと何にも意味がないということがあります。

「定量的な説得力」という部分でございますが、これは以前から出ておりますけれども、効果的に数字を使っていこう。これは経済的な効果もそうですし、あるいはアンケート結果などもフルに使っていこう。それから、委員の皆様から諸外国との比較などを入れていっても効果的ではないかというアドバイスもいただきました。

次は「読みやすさ、見やすさに配慮」ですが、これは読んでいただければわかるのですが、大事なのは一番右の、さまざまな立場によって当然アプローチの仕方が違うのではないかと。ウェブはとても便利ですが、高齢者の方はなかなかなじみがないとか、その辺りの配慮をしていった方がいいだろうということです。

「効果的な情報発信手段」ということで、ウェブとパンフレットについては後で事務局の方が

ら説明していただきますが、一番下の「マス・メディアを通じた情報発信」が大切で、記者の向こう側に国民がいるということを意識しまして、まずは毎回、この会議の後にある記者会見を大事にしていこうと考えます。例えば具体的に進んでいる案件に関しましては、タスクフォースのリーダーに記者会見に同席していただき、その方から紹介し、質問もリーダーが受けるという形を前回から取っていきました。前回は、八田議長代理に国家公務員の採用年齢制限の引下げという具体的な例を挙げていただきました。

その結果、非公開の資料は『日本経済新聞』なのですが、これは縮小してあるので、実際にはもうちょっと大きく、またカットしてありますが、同時に並びで、内閣府から出た規制改革の経済的効果、例えば電気代がこのくらい安くなったとか、このくらい浮いたとか、両方でかなり面積が大きかったのですが、かなりこれは詳しく、インパクトがある記事に書いていただけたと思っております。

一番うれしかったのは、事務局としては、一番下なんですけれども、45歳の女性から直接お電話をいただきました。私は入ってまだ数か月なので、こういうことはあるのですかと聞きましたら、広報担当になられて2年目の方が、反対派からの電話はしょっちゅうあるけれども、応援とか、国民の方から直接電話があったのは、自分がいる2年間では初めてだということで、これは私どもの目指している部分で言うと、1人からの反響でありましたけれども、大変よかったです。また、このメッセージが非常に切実な内容になっておりまして、こういったことを私たち会議は取り上げていかなければと感じました。

そして、ここにはないのですが、私自身としましては4番目に、やはり広報活動も今後は検証も必要ではないか。つまり、広報したことがどんなふうに扱われたか、どんなふうな記事になったかということも含めて、やりっ放しでない広報というものも考えていかなければならないと思います。以上です。

あと、最後、事務局の方から、今週月曜日の運営委員会で、ウェブとパンフレットについて方向性を示したということで、お願いします。

初谷企画官 それでは、事務局の方から、この紙にも書いてありますけれども、ウェブを活用した広報、それから、パンフレット、これは2年前につくっておりますけれども、これの更新について会議として検討したということについて御報告させていただきます。

パンフレットの更新なんですけど、こちらは主として「あじさい」「もみじ」に対応するという目的だと考えておりまして、特に地方の方にどういった提案をするのかということについて参考にしていただくという資料だという位置づけになっています。

それから、これまでやってきた規制改革の取組みを、一つの区切り、けじめとしてまとめておこうという趣旨でパンフレットを更新しようという趣旨でもあります。

やり方なんですけど、御提案いただいた中にはドキュメンタリータッチで文章を書いたらどうか。その具体例に即して記述することができるかなということ、すべてということではないんでしょうが、幾つかの例についてはそういった記述の仕方についても検討していこうということになっています。

ウェブの活用ということですが、いわゆるメルマガの発信ということで、これについてどういったことについて記載していこうかということで幾つか案が出ておまして、1つは規制改革の取組みについて紹介する。今、改革しようとしている現状について事実を公表していく。言ってみれば、御存じですかというような形に、今、大変な無駄だとか、非効率、あるいは理不尽なことになっています。そういった事実をハイライトしていこうというのが1つ。

もう一つは、規制改革に反対する批判論、あるいは批判勢力みたいなものがあるんですが、それに対する反論といったことを主張する場にならないか。

それから、規制改革のこれまでの実績がどれだけの経済的な効果等々を生んできたかといったことをアピールする。あるいは有識者の意見といったものを紹介するような場にできないか。

幾つか御意見が出ておまして、これらに基づいて、今後ウェブを活用した広報体制ということの検討を進めていこうという状況でございます。

草刈議長 それでは、米田委員から簡潔にお願いします。

米田委員 米田の方から、規制改革要望の「あじさい月間」について御報告申し上げます。資料は資料4と資料5と非公表資料2を見ていただければと思います。

まず「あじさい月間」ですが、6月1日から1か月間を「特区、地域再生、規制改革、公共サービス改革集中受付月間」として要望の受付を開始いたします。内閣府の中では、この規制改革推進室以外に、あと3つの推進室が連携をして「あじさい月間」を展開する予定です。

この集中受付をスムーズに行うために、5月10日から6月15日までを「あじさいキャラバン」として、全国26か所で説明会と相談会を実施いたします。私自身も、5月11日の第1次答申の後、14日から10か所に赴きまして、地方のいろいろな規制改革の要望の掘り起こしに努めたいと思っております。

特に、地域の活性化に重点をおきたく存じます。私は地域を活性化するためには規制改革というのは大変有力なツールであると思っています。また、潜在的な要望も地方に多いので、説明会で内閣府が規制改革を受け付けていることを、是非、世間の方にアピールしていきたいと思っております。

今までどちらかというと、「あじさいキャラバン」というのは、特区推進室の方が中心になって行って、そこに規制改革も一緒に加わるという形でしたが、今年から特区と地域再生と、更に地域活性化の要望も広く受け付けますということで、随分、窓口が広がっております。そこで、民間の方々、地域に根ざした中小企業の方々にどう周知するかということがテーマになっております。そのために広報の方にお手元にお配りしたチラシもつくっていただきました。

配布先も、今まではどちらかというと行政寄りのところが若干ありましたが、民間の中小企業に行き渡るように、新たにいろいろな業界団体や関係団体に配布するように、準備を進めております。

また、今までは内閣府の記者クラブ向けの広報でしたがもっと広くお伝えできるよう、広報担当の方と相談して進めています。例えば国土交通省、経済産業省、農林水産省に各業界紙向けの専門記者会がございます。そこにこちらから出向いて行って、記者レク、ブリーフィングをして、なるべく業界紙系にも記事にさせていただくとか、あと、例えば私が赴きます地方では県庁の記者クラブ

というものもございますので、そういうところで御説明する機会を設けさせていただくということも進めています。

先ほど、生活者の視点に立ったわかりやすい広報が望ましいという話が木場委員からありましたが、このパンフレットはいかがでございますか。事務局に御苦労いただき、大分わかりやすくなったのではないかと思います。ただ、やや規制改革要望の事例が、もう少し身近な方がよかったのではないかとともに思います。

今日は、渡辺大臣が出席しておられますので、是非お願いしたいのは、このたび、内閣府としては4つの推進室が一緒になって、地域活性化と規制改革と市場開放ということで頑張ろうということになりましたので、是非、例えば記者会見をしていただいと思います。地域活性化にむけて内閣府は頑張るといようなアピールをして頂けますと大変うれしく思います。また、資料にキャラバンの日程がありますけれども、もし大臣がどこかの会場に足をお運びいただけましたら、多くの方にご注目いただけますので、是非お考えいただけたらと思っております。

以上です。

草刈議長 どうもありがとうございました。これで今日の議論を終わります。

1つだけ、これから委員の皆さんには、しつこいようですけれども審議をスピードアップ、ヒートアップということをお願いしたいんですが、新しい方もいらっしゃるので、1つだけお願いがあります。

いろんな議論をして省庁と詰めていくのはいいんですが、具体的措置というものに期限を必ず付けてもらいたい。何年度以降検討とか、そんなものは何の意味もありません。そういった期限はおしりが明示されていないのでだめ。それで、期限はなるべく短く刻んで、何年度末という言い方もだめなんです。つまり、今年の19年度末というふうにやると、本年末の答申に向けての交渉から抜けてしまうんです。だから、19年中とか、できるだけ期限は短く切ってほしい。

それから、措置、結論、検討と、いろいろ官庁用語があるようですが、重い順から言うと、措置はオブリゲーション、結論というのは一応真面目にやる、検討というのは何もしないということですから、その辺のことは、その順番に重い。言葉でだまされないようにひとつよろしくお願ひしたいと思います。少なくとも、結論までは何とか確保できればというつもりでおやりいただきたいと思ひます。よけいなことですが、よろしくお願ひをいたします。

最後に、事務局から一言、守秘義務の件でお願いします。

井上参事官 この会議の委員の皆様は、非常勤の一般職公務員ということでございまして、会議の1回目の際にも公務員としての規律についてお願ひ申し上げましたけれども、このたび国会の方から、この会議に特定してということではなくて、すべての審議会の委員について守秘義務の周知徹底をお願ひしたいということで、具体的には衆議院の議院運営委員会の理事会の方から各省にお願ひしたいということでございまして、念のため再度お願ひを申し上げたいんですけれども、そのまま読ませていただきます。

審議会等の委員については、国家公務員法等において職務上知り得た秘密を漏らしてはならない旨の守秘義務が課せられていることから、記事録等で公開されていない情報で、審議会等の委員と

して職務上知り得た秘密については、著作等により公にすることのないよう、周知徹底を図ることということでございます。

もとより当然のことではございますけれども、改めてお願いを申し上げます。

なお、個々具体的な事例について、これは漏らしてはならない情報なのかどうかといった点については、もし御疑問の点がございましたら事務局の方に御照会をいただけたらと思います。

以上でございます。

草刈議長 そういうことで、改めて申すまでもございませぬけれども、法令遵守ということで皆さんよろしく願いいいたします。

それでは、ほかに特になければ今日の会議はこれで終わりたいと思います。先ほど申しましたように、次回は5月11日ということでお願いをしたいと思います。

それでは、大臣の方から一言お願いします。

渡辺大臣 国会などで、この会議について、私に批判の矛先が向けられることが多々ございますが、そんなことは一切御心配りませぬので、自由に議論をしていただきたいと思います。

以上でございます。

草刈議長 どうも、心強いお言葉をいただきまして、ありがとうございます。大臣には長時間おつき合いいただきまして、本当にありがとうございます。また今後ともよろしく御指導のほどを願いいいたします。

それでは、あとは記者会見をやりますが、今日の会議はこれで解散したいと思います。ちょっと長くなりましたけれども、どうも御協力ありがとうございました。